

会議録（要旨）

件名	令和3年度 第2回亀岡市行政改革推進委員会		
日時	令和3年12月2日（木）		
	午後3時～4時30分	場所	市役所3階302・303会議室
出席委員	12名：石田数美／市岡悦子／木村好孝／串崎哲史／桑原正明／坂本信雄／佐藤裕見子／高橋昭人／玉記道子／中村昌博／松井由香里／松尾和美		
欠席委員	3名：小川顕正／平井亘／山本員輝		
事務局出席者	5名：政策企画部長／企画調整課長／財政課長 他		
傍聴者数	1名		
次第	1 開会 2 報告 （1）亀岡市行財政改革大綱2020－2024実施計画 令和3年度（令和3年8月見直し）について 3 議事 （1）亀岡市行財政改革大綱2020－2024実施計画（令和3年度上半期）の取組結果について 4 その他 （1）今後のスケジュールについて 5 閉会		

1 開会

只今より令和3年度第2回亀岡市行政改革推進委員会を開催する。

本日、過半数以上の出席をいただいているので本委員会は成立している旨、御報告申し上げます。

会長挨拶

2 報告

- （1）亀岡市行財政改革大綱2020－2024実施計画 令和3年度（令和3年8月見直し）について

資料1

事務局 ≪資料に沿って事務局から説明≫

3 議 事

(1) 亀岡市行財政改革大綱2020-2024実施計画(令和3年度上半期)の 取組結果について

資料2

事務局 <資料に沿って事務局から説明>

「No.1 窓口サービスの充実・事務改善」について

A 委員

おくやみ窓口について、本格運用を開始した6月から1日最大4枠の予約とし対応することとなっているが、実際の対応枠数は2枠にしているようである。どうしてか。

今後の課題として、「継続的な人員の確保が必要である」と挙げられているが、各担当課が窓口に来るのに、なぜ窓口の継続的な人員の確保が必要になるのか。「人員の確保」よりも、取り扱い件数をどうしたら増やしていけるかを検討していく必要があるのではないか。

事務局

おくやみ窓口の対応枠数については、1枠1時間30分の想定で、最大4枠としているが、おくやみ窓口での対応時間が1時間30分を超える場合があるため、現在は2枠で対応している。

人員については、各課の職員がおくやみ窓口に来て対応しているところであるが、関係課との調整等、おくやみ窓口に関連する業務に対応していくため、おくやみ窓口専属の職員の確保が必要だと考えている。

A 委員

おくやみ窓口で各課の職員が行き来していたものを、行き来せずに専属の職員が全て対応するということか。

事務局

各課の職員による対応は、今後も必要であると考えている。

A 委員

今まで住民の方が各課に行って手続きをしていた動きに代わって職員がおくやみ窓口に来ているだけであって、1カ所の窓口でワンストップの業務を行うということとは意味が違うのではないか。予約制で対応するのであれば、予約をいただいた人のことについて各担当課から情報を持ってきて、おくやみ窓口で一人の職員が対応することがワンストップ窓口であると思っている。

「No.2 市政情報の共有化と広報、広聴機会の充実」について

B 委員

全体の調書を通じて言えることであるが、上半期の取組でどのような課題が見えて、課題を下半期の取組にどうつなげていくのかが見えない。

特にNo.2の取組について、計画と取組実績が書いてあるだけで、多くの調書に課題の記載漏れがあり、各報告調書で様式に沿った分析がされていない。上半期にどのような課題を発見したのか、課題を下半期にどうつなげていくかということが分からない。課題は把握されていると思うので、記載していただいた方が委員としては検討しやすい。今後については、項目ごとに、どのような課題があったのかを教えていただきたい。

A 委員

広報誌がリニューアルされて良くなったという市民意見があったが、団体にとっては、広報誌に掲載できる情報が削られている。講演会の開催情報について、広報誌への掲載をお願いしたときに、講師の名前は載せられないなどの制約があった。もう少し市民の側からの情報発信、双方向の発信ということを考えていただきたい。

「No.3 市民協働の推進」について

C 委員

下半期に事業者向けアンケートを実施する予定となっているが、アンケートの対象と内容は。

事務局

事業者向けアンケートの対象及び内容については、現在、検討しているところである。

A 委員

アンケートの目的は何か。

事務局

市民協働に関する事業者の考え等、現状把握をするためのアンケートを実施する予定である。今後の市民協働の取組に生かしていきたい。

D 委員

市民参加型ワークショップを開催されている。今後も、若い世代等、各世代を巻き込んだワークショップを実施していただきたい。

B 委員

まちづくりワークショップ等、市民協働の取組は良いことである。

しかし、住民の減少や高齢化から中山間地域においては、地域の意見を取りまとめたり、資料を作ったりすることに人材不足を感じている。若い人やリードしていく人が不足している地域については、市全体でのワークショップとは別に、ファシリテーターのスキルを持つ人材を地域に派遣し地域固有の課題を話し合い、一緒に解決できるような手立てを施策として検討していただきたい。

「No.4 公民連携によるまちづくり」について

D 委員

協定に関する調査結果は、市ホームページで公開する予定はあるのか。

事務局

庁内掲示板で共有する予定であり、ホームページでの公開は予定していない。

「No.5 庁内連携システムの確立」について

A 委員

ワーキンググループの委員と庶務を司る課とで温度差があることが今後の課題となっているが、ワーキンググループでの意見の取りまとめ等で事務量が増えて、所管課での検討が進まないのであれば本末転倒である。例えば市民のワーキンググループとし、市民意見を組み入れたものを所管課が検討して、精査するという方法もある。また、コンサルなどの外部の専門家を活用することも考えられる。庁内のプロジェクトチーム・ワーキンググループも良いが、他の仕事がおろそかにならないように効率的な作り方、意見の求め先を考えた方が良い。

女性の視点を生かすワーキンググループでは、生理の貧困について議論されている。何を議論されているのか。

事務局

他市では、貧困により生理用品が手に入らない方へのサポートとして、防災用品でストックしている生理用品を、更新時期が来ると本来であれば廃棄になるが期限が来ても使えるという判断のもとで、手に入らない方に配布している事例がある。窓口に置いてあるカードを職員に提示することで、袋に入った生理用品が言葉を発せずに取り取りができる。このような視点で、本市でどのような取組ができるかについて検討するワーキンググループであったと認識している。

A 委員

女性の視点を生かすワーキンググループについて、他市の情報を集めてどのような方法が良いのかを検討していくことは、所管課だけで対応できるのではないかと。

所管課にカウンセラーや相談員がおられるので、所管課でできることは所管課で対応する

べきある。

C 委員

プロジェクトチーム・ワーキンググループは、検討のプロセスにおいて考えられることであり、設置すること自体を行政改革の目標として掲げるものではない。

事務局

プロジェクトチーム・ワーキンググループを増やすことに意義があるという認識はしていない。

所管課で対応すべき業務であるが、関係課が集まって目標を達成するにはどうすればいいかということ話し合う場が大切であると考えている。

女性の視点を生かすワーキンググループについては、所管課だけでなく、行政職員として何ができるのかを考えることが当ワーキンググループであると考えている。

「No.6 人材の育成、職員研修の充実」について

A 委員

研修というテーマであるが、人材育成の観点から申し上げる。最近、亀岡市の職員で療養休暇中の職員が増え、途中退職者も出ている。研修や能力向上は必要であるが、相応の研修費用、福利厚生費用を払って育成してきた人材が長く勤務し、能力を發揮できるように人事課で考えていただきたい。

「No.8 業務効率を高めるための ICT の活用」について

A 委員

AI 議事録作成アプリの実証で、作業時間の平均削減率は53%となっている。機械の変換ミスや学習していない言葉が出てきた場合、人の目で確認し、間違いがあれば修正するが、それに要された時間を加味して平均削減率53%となっているのか。

事務局

AI 議事録作成アプリの実証については、AI であるので、間違いを正したらそれを覚えていく。

人間の手による確認が必要となるので、確認時間を含めて53%の削減となっている。

「No.9 電子決裁の推進」について

A 委員

上半期の取組実績として「視察を行い課題の整理を行った」とあるが、具体的にどのような課題をどのように整理したのか。

事務局

本市の「文書管理システム」は「財務会計システム」との連携ができないため、紙決裁とせざるを得ない伝票の取り扱いが課題となっている。今後は、システムの連携についても検討していく予定である。

A 委員

調書の計画では、令和2年度に「先行自治体等の調査・研究」を実施することになっている。先進自治体の調査は令和2年度に終わっていたのではないのか。

事務局

令和3年度にも継続して実施している。

A 委員

令和3年度の調書に継続については反映されていないのか。

事務局

調書については、9月末を終えた時点で10月頃に作成している。これまで亀岡市では電子決裁は課長決裁までの一部のもののみ電子決裁で、その他のものは紙決裁をしていた。

今回は電子決裁を拡大し推進していく取組の中で、9月末時点ではこのような標記にしているが、そこから話が一足飛びに進み、12月1日から、市長決裁までの決裁を電子決裁としている。予定よりも早く進めており、下半期には御報告ができると考えているので御理解いただきたい。

会計の支出負担行為を伴うものについては、「文書管理システム」と「財務会計システム」の整合が図れないことから、紙決裁で実施することとしている。その点も御理解いただきたい。

「No.10 経常的経費を含む事務事業の検証」について

A 委員

新型コロナウイルスに関する補助金を活用していくことは良いことであるが、規定に沿った活用方法を心がけてもらいたい。

C 委員

経常的経費の見直しは難しい課題である。ガイドラインとなる今後の方向性をどのように考えているのか。

事務局

令和2年度の経常収支比率は94.4%で、本市では他市同様に9割を超えている。

単年度で見ると、一般財源の枠を各部ごとに割り振りをしている。

10月には中期財政見通しを策定し、中期財政見通しの中で5年後までのスパンでどれくらいの経費がかかるかを見込みながら想定をしている。

D 委員

中期財政見通しについては、今後、行政改革推進委員会で報告をしてほしい。

「No.11 元金償還額を上回らない市債の発行」について

C 委員

臨時財政対策債の割合は下がっているのか。

事務局

令和2年度の元金償還額38億8,500万円のうち、臨時財政対策債の償還額は12億円を占めている。

臨時財政対策債は平成13年度から発行を始め、償還期間は20年である。ようやく最初に発行していたものが償還終わりとなる。その年の発行額の大小はあるが、今後それほど伸びていくことはないと考えている。

「No.12 公共施設マネジメントの推進」について

A 委員

下半期の計画では「各個別施設計画を反映した亀岡市公共施設等総合管理計画を改定する」となっている。計画内容からイメージすると、各個別施設計画が主で取りまとめる的に総合管理計画があるような形に見える。

所管課では、取りまとめをするのではなくマネジメントをすることが業務であるので、その機能を発揮していただきたい。例えば、施設ごとに契約している保守や委託業務を横断的に一括契約すれば、経費が少なくなるのではないか。横断的に契約することや共通事項について検討し、所管課のマネジメント力を発揮していただきたい。

「No.13 受益者負担の適正化」について

A 委員

学校施設使用料の検証について、支払方法を拡大したことは良いことである。

全体を通して

C 委員

「No.12 公共施設マネジメントの推進」等、いくつかの計画がある取組については、会議資料だけで判断しにくい。

調書の各項目について、関連する計画があるものは事前に関連する計画を各委員に配布し

てもらいたい。

事務局

資料に関しては、関連する計画を配布すると資料が膨大になるため、施設に関する計画であれば一覧表にする等、必要な情報を事務局で簡潔にまとめて提示させていただき、議論の参考にしていただきたい。

4 その他

(1) 今後のスケジュールについて

資料3

事務局　　《資料に沿って事務局から説明》

5 閉会

以 上